

おおいた 親の学びプログラム

資料編

●資料1	心と身体の成長	38～41
●資料2	子どもの生活	42～43
●資料3	県立高等学校及び特別支援学校（高等部）	44～45
●資料4	キャリア教育・合理的配慮	46～47
●資料5	子どもの学費	48～49
●資料6	高校生等への修学支援	50～51
●資料7	インターネットに関する情報	52～55
●資料8	今どきの子ども	56～57
●資料9	相談窓口	58～59
●資料10	「おおいた親の学びプログラム」	60～61

思春期は、心も身体も大人ではないが全くの子どもでもない状態（思春期初期）から始まり、次いで大人と子どもが入り交じりせめぎあう状態（思春期中期）、そして最後には心も身体も大人であることを確かなものとしていく状態（思春期後期）の3つの段階に分けることができます。

1-1 思春期

○ 心も身体も大人ではないけれど、全くの子どもでもない。

思春期とは、身体の成長に心の成長が追いつかず、だれもが不安定な気分になりやすい時期です。「私は何なのか」「私はどう生きてらいいのか」などと自分に直面し、自分を見る「もう一人の自分」が意識されるようになります。小さなことで有頂天になったり、逆にひどく傷ついて落ち込んでしまったりします。異性への興味が高まったり、親や先生がうっとろしく感じるようになり、自分だけの秘密をもち始めます。

○ 言うことを聞かないのは、子どもの自立が始まった証拠。

親にとってみれば、「こんな子ではなかった、どうしたものか」ととまどうでしょう。子どもの複雑な思春期の始まりです。この時期は、子どもの大きな変化の助走期ともいえます。

この時期に子どもが言うことを聞かなくなっても、いたずらに動揺したり抑えつけたりする必要はありません。それは子どもの自立や親離れが始まった証拠です。むやみな干渉やお説教はできるだけ控えて、子どもの力を信じながら、あたたかく見守りましょう。ただし、腫れ物にさわるように接するのではなく、これまで以上に会話などを通じてかかわる努力が欠かせません。その際には、行動の結果にはきちんと責任が伴うことを自覚させることも大切です。

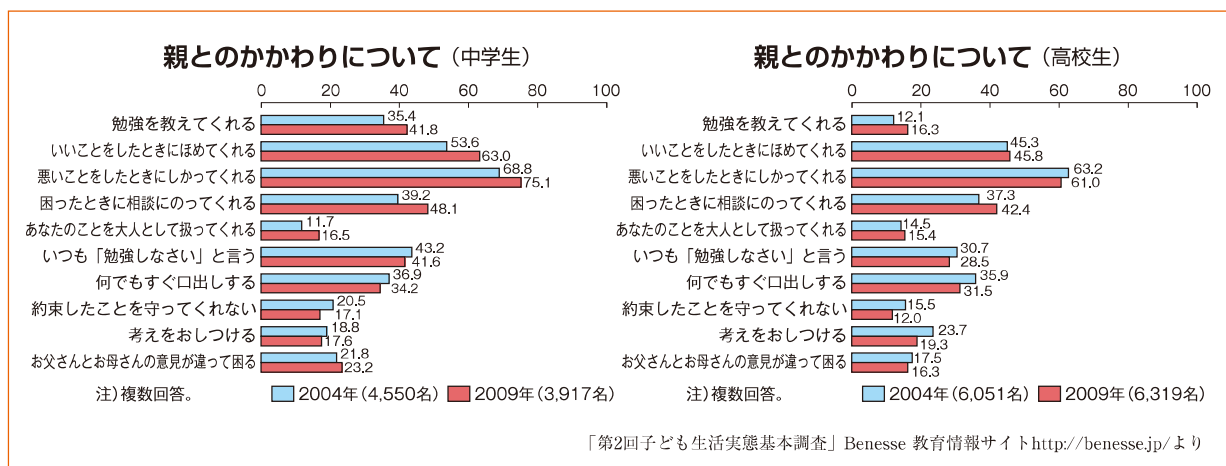
○ この時期は、友達の影響を受けやすい。

思春期は仲間や友達の存在が、家族以上に重要になる時期でもあります。家族よりも、友達同士のルールの方が大切になり、ときには親にうそをついてでも、友だち同士のつながりを守るようにすることもあります。それだけに友だちからの影響は大きく、「いじめ」も問題になりやすいのです。

心配だからといって、子どもの行動を監視したり、根ほり葉ほり話を聞きだそうとする必要はありませんが、普段からの会話を通じて、子どもと友だちの関係を理解するよう心がけましょう。

〔家庭教育手帳－小学生（高学年）～中学生編（イキイキ子育て）平成22年度：文部科学省〕より

1-2 保護者との関係



自己肯定感・自己有用感

自己肯定感…「今の自分が好き」、周りの人に「認められている」「大切にされている」という感情のこと。

※自尊感情 (Self Esteem)、自己存在感、自己効力感などの言葉とほぼ同じ意味合いで使われることもあります。

1-3

○ ダメなところを責めるより、良いところを増やしていこう。

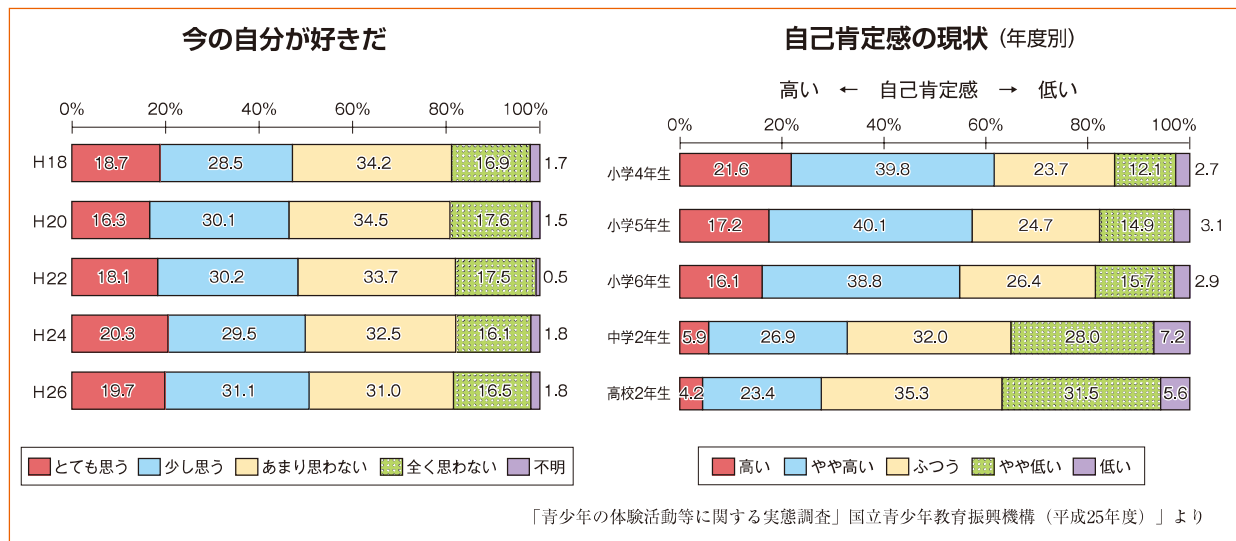
子どもに大切なのは、自信と、自分を大切にする力です。それは植物の根のようなもので、深く広く張るほど大きな実りをもたらします。表面的なことにとらわれることなく、その子が大きく育つことを信じて心に豊かな水や栄養を与えましょう。

そして、その水や栄養となるのが、子どもの良いところを見いだし、ほめることです。叱るべきときは叱り、ほめるべきときはきちんとほめる。また親の思い通りの方向ややり方で子どもが行動しなかったとしても、その子なりの工夫や考えは見守り、認めることも大切です。

発達に応じて、子どもに任せる部分を次第に増やしていくことで、子どもは自らの成長を実感し、自信をもつことができます。

1-4

「家庭教育手帳－小学生（高学年）～中学生編（イキイキ子育て）平成22年度：文部科学省」より



自己肯定感に関する調査で肯定的な回答は微増しているが、学年が上がるほど、肯定的な回答が減少している。



エッセイ わが家の子育て

我が家の子どもたち、反抗期ってあったかしら？これといって、思い出さない。根っからプラス思考の私にとって、どれもとるに足らないことばかり。そう言えば、一度だけ、学校休むと言い出した。

長男、中学生になったばかりのある朝、「僕、中学校行かん」そうやって急に逃げ回る。家の外に出て、庭先をあっちこっち。それを追いかける。やっと追い詰めて…

「なぜ？なぜ、行くのいやなの？」と私。観念して息子がポツリとつぶやく。「だって、僕、靴の紐、結びきらんもん…」「えっ!!」小学校ではマジックテープでバリバリする靴履かせてた私。ごめん～まさか紐結び教えてなかったっけ!? 教えたよね? 「でも昨日はどうしたの？」と私。蚊の鳴くような小さな声で息子が答えた。

「女の子が結んでくれた…」息子にとっては一大事だったようです。紐がほだけたら結べないし、中学生になったら、女の子に頼むのも恥ずかしい。それもそうですよね。手をかけすぎた私の育児に大反省でした。

(50代女性)

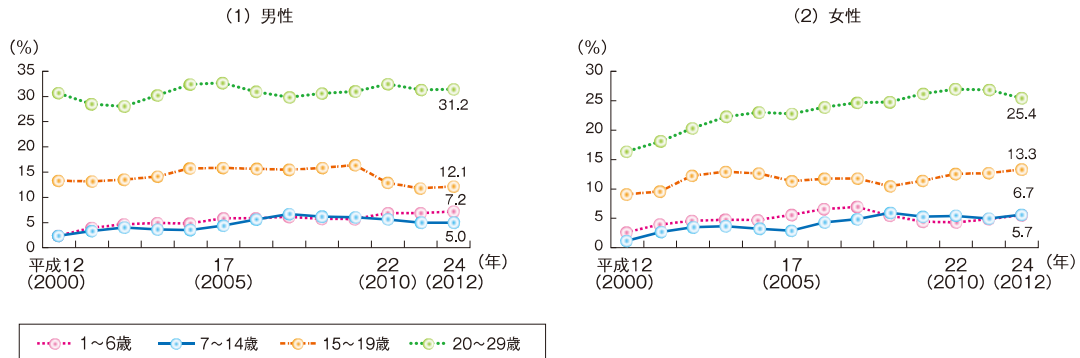
●基本的な生活習慣の形成

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎になることも期待されています。

1-5 食育について

子どもに対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

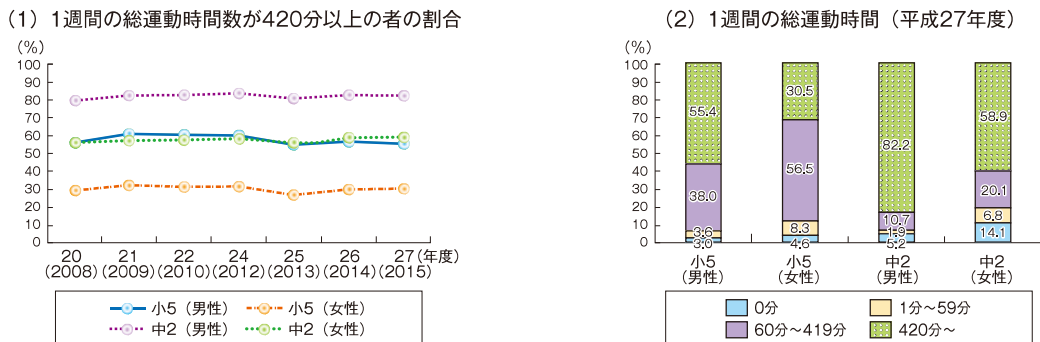
朝食の欠食率



「子供・若者白書」内閣府（平成28年度）より

1-6 体力について

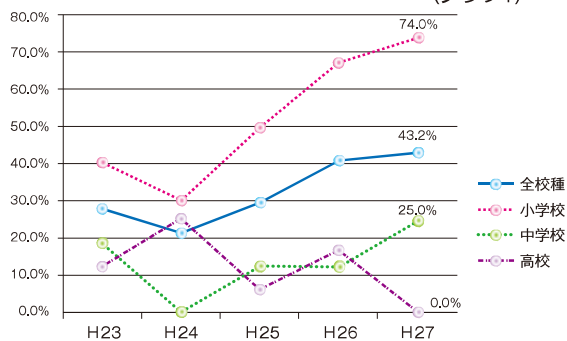
1週間の総運動時間（小学校5年生、中学校2年生）



「子供・若者白書」内閣府（平成28年度）より

1-7 体力・運動・能力調査

達成率の推移 (グラフ1)



大分県児童生徒の体力・運動能力等調査（H27年度）

- 小学校では、多くの項目で全国平均を上回る。
- 中学校は過去最高になったものの25%、高等学校においては低い水準にある。
- 運動する子とそうでない子の二極化が依然としてある。

大分県では、子どもの体力は低下傾向に歯止めがかかってきていますが、体力水準の高かった昭和60(1985)年頃と比較すると依然として低い傾向にあります。



県内の事例

生徒の体力向上について学校と家庭と地域の協力による取組を進めている県内の中学校の事例です。子どもの体力向上を考えながら日常生活の中での取組をすすめ、家庭と協力しながら継続することにより、中学校だけでなく地域全体の小学校等の取組に広がっています。

1-8

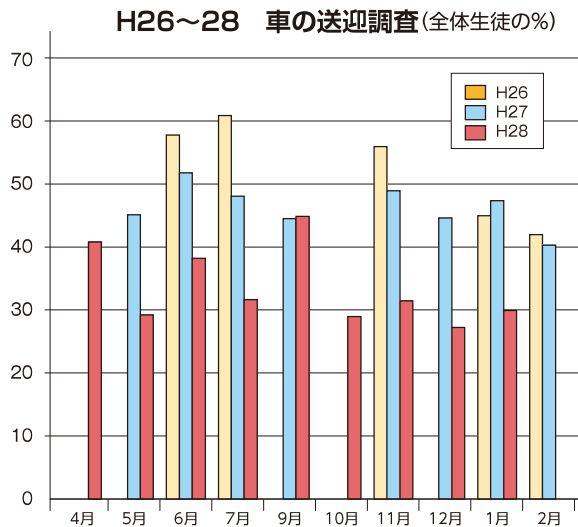
体力向上「学校・家庭・地域の取組」

生徒の体力低下が叫ばれて久しいですが、本校では、3年前から生徒の体力づくりの一環として、「自力登校」に取り組んでいます。3年前の調査からは、雨天時には60%以上の生徒が保護者の車で送り迎えをしてもらっている状況でした。各学級の半数以上の生徒が車の送迎を受けていたのです。学校周辺地域の方々からは、「道路が渋滞していて、会社に間に合わない。」とか、「出勤時間帯に車庫から車が出せない。」といった苦情も寄せられていました。

そこで、学校周辺地域での駐停車を禁止するとともに、集会や学校・学級通信やPTA等で「自力登校」の協力を呼び掛けました。また、車での送迎をせざるを得ない場合に限り、学校から1Km以遠で下車させ、学校へは徒歩で登校するようにも取り組みました。



月/年度	H26	H27	H28
4月			41.4
5月		45.5	29.3
6月	57.7	53.1	38.8
7月	61.9	47.9	33.7
9月		44.2	44.4
10月			29.4
11月	56.8	49.6	34.2
12月		44.6	27.7
1月	45.8	48.7	30.7
2月	43.4	41.0	



初年度は雨天時の送迎者数50%以下を目指し、2年目以降は雨天時40%以下、晴天時15%以下を目標に掲げ、月々の調査結果も学年・学級別に数値化して提示しました。3年目となる今年は、生徒会の保体委員会の活動としても取り組み、10月以降は雨天時35%以下、晴天時12%前後を維持出来るようになりました。現在は、小中連携の取組として、各小学校段階でも「自力登校」に取り組んでもらっています。次年度は、雨天時30%以下、晴天時10%以下を目標に進めていこうと考えています。

中学校では、小学校のような中休みが無く、放課後は部活動や生徒会の委員会活動があるために、昼休み以外に全校生徒が一斉に運動に親しみ、体力アップを図る取り組みをすることが非常に難しい状況にあります。「自力登校」は無理なく運動が続けられ、体力の維持・向上を図るための1つの手段として取り組んでいます。保護者や生徒一人ひとりがこの取り組みを通して、体力について考える機会としてもらいたいと思っています。

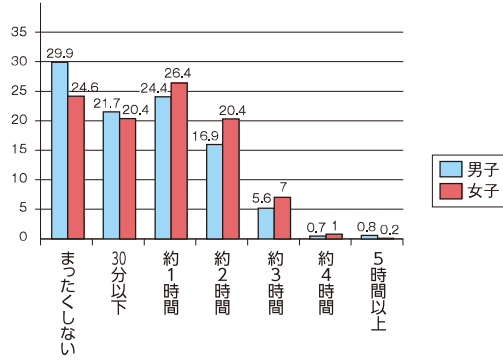
(中学校 校長)

資料 2

子どもの生活

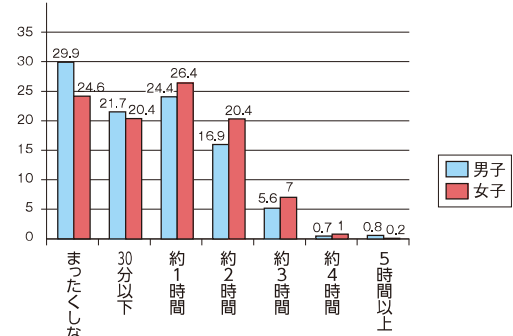
2-1

「一日のスマホ使用時間(見ている時間も含めて)」



2-2

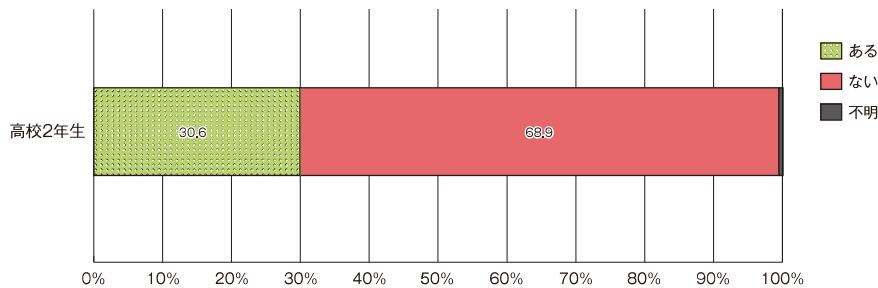
「学校から帰宅後、一日平均どれくらい勉強しますか？」



〔平成26年度全国高校生生活・意識調査〕一般社団法人全国高等学校PTA連合会

2-3

「あなたはアルバイトをしたことがありますか」

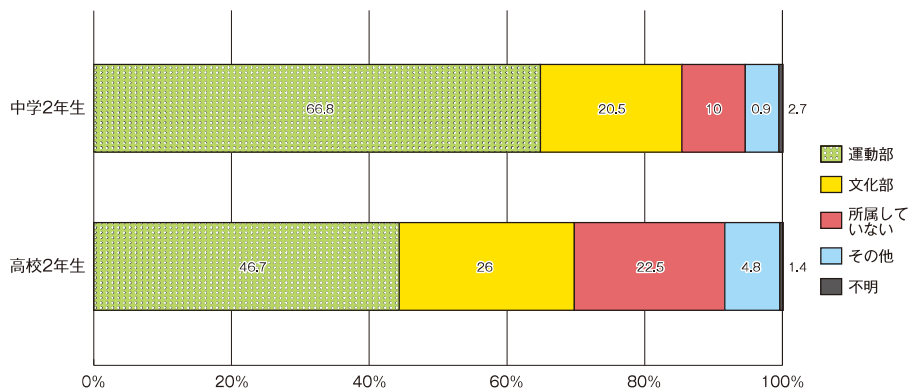


〔青少年の体験活動等に関する実態調査〕平成24年度 国立青少年教育振興機構



2-4

「あなたは学校の部活動に所属していますか」

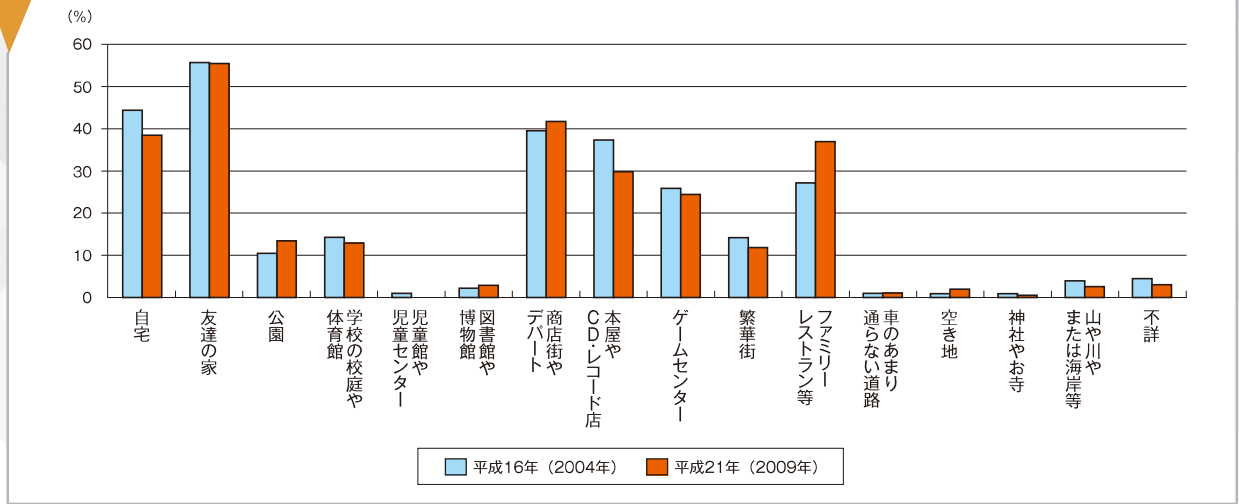


〔青少年の体験活動等に関する実態調査〕平成24年度 国立青少年教育振興機構



2-5

高校生の普段の遊び場



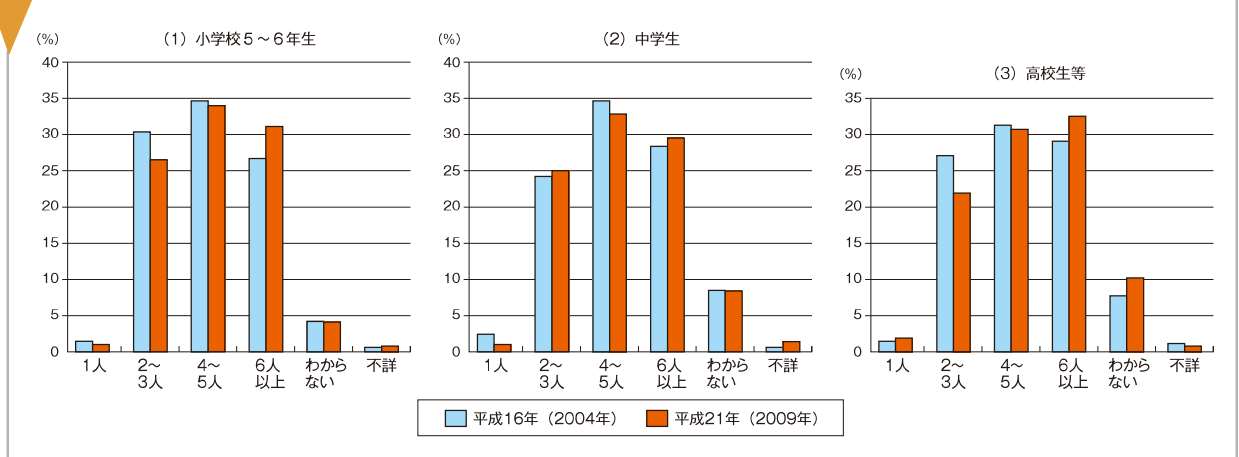
「平成27年版 子ども・若者白書」(内閣府)

普段の遊び場は、友だちの家が最も多い。次いで、商店街やデパートとなっている。5年間の変化をみると、自宅が減少している一方で、公園が増加している。ファミリーレストランの伸びが大きい。



2-6

一緒によく遊ぶ友達の人数



「平成27年版 子ども・若者白書」(内閣府)

一緒によく遊ぶ友だちは4~5人。普段の遊び場は「友だちの家」が最も多い。



大分県の公立高等学校には、全日制、定時制、通信制の3つの課程があります。また、各学校には、普通科や専門学科、総合学科が設置されています。

特別支援学校は、将来の社会参加や職業自立を目指して、学校ごとに特色ある教育を行っています。各学校では、特色のある学校づくりを進めながら、生徒一人一人が自分の能力や適性を十分に伸ばし、充実した学校生活を送れるよう学習環境を整えています。

3-1 公立高等学校及び特別支援学校（高等部）の概況 [H28年度]

◎全日制課程の概要

〈普通科〉

普通科では、中学校における教育の基礎の上に、さらに広く深く学びたいと思う生徒を対象に、各学科に共通する教科（共通教科）を中心に教育を行い、一般的な教養を高めるとともに、社会についての広く深い理解や健全な判断力を養います。

また、自分の能力、適性に応じて系統的、継続的な学習ができるよう、コースや類型が設けられていますので、将来の進路にあわせて学習することができます。

専門学科

〈農業に関する学科〉 〈工業に関する学科〉 〈商業に関する学科〉 〈水産に関する学科〉
 〈家庭に関する学科〉 〈福祉に関する学科〉 〈芸術に関する学科〉 〈外国語に関する学科〉
 〈理数に関する学科〉 〈総合学科〉

それぞれの分野・専門における知識・技術等を学び、将来のスペシャリストとして活躍できる人材を育成することを目的に、就職や進学など多様な進路希望に応じることができるよう、教育内容を充実させています。

また、総合学科では多様な普通科目、専門科目の中から自分の興味・関心、進路希望などに応じて必要な科目を選択して学習する学科で、生徒一人ひとりの主体性が重んじられ、個性を十分に伸ばすことができます。



中津東高校HPより



中津東高校HPより



日田高校HPより



爽風館高校HPより

◎単位制普通科高校の概要

単位制とは、1年、2年などの学年の区分がなく、必要な単位数を修得すれば卒業できる制度です。自主的に学習ができ、主体的に進路設計をしていくことができる生徒の育成を目指します。

◎総合選択制高校の概要

総合選択制高校は、普通科や農業・工業・商業に関する学科など、所属する学科は卒業まで変わりませんが、興味・関心や進路希望などに応じて他学科の学習もすることができます。学科の専門性を維持しながら、多様な学習ニーズに対応できる高校です。

◎定時制高校の概要

定時制高校は、働きながら勉強のできる高等学校です。

定時制高校では、全日制とは異なる時間帯に授業時間を設定していますので、勤務の都合等で全日制で授業を受けられない人も、毎日、通学することができます。教科・科目等の教育内容は、全日制高等学校と変わりませんが、経済的負担が少なくおすすめです。



●生徒・学生に対するキャリア教育支援

ジョブカフェおおいたでは、県内の高等学校及び大学・短期大学等の生徒・学生に対し、職業意識形成支援や就職活動のノウハウセミナーなど、様々な段階における各種の就職支援活動を行っています。

※大分県ホームページ http://enisie-oita.net/jobcafe/school_official/
<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/kokoroyutakajyourei.html>

4-1

ジョブカフェおおいた



将来的に自立した社会人となるための基盤づくりとしての就職意識醸成に関するセミナーから、面接の受け方等の就職活動に関する実践的なセミナーまで、各段階に応じたセミナーを実施し、生徒に対するキャリア教育を支援しています。



高校での就職支援セミナー



インターンシップ事前セミナー

名称	場所	Tel/Fax	開所時間・曜日
ジョブカフェおおいた本センター	大分市中央町3-6-11-1階（ガレリア竹町内） Oita Job Matching Plaza enisie(エニシエ)	(097)533-8878 (097)533-8667	9時30分～18時00分 月曜～土曜日
別府サテライト	別府市中央町7-8（別府商工会議所2F）	(0977)27-5988 (0977)26-2232	9時00分～17時30分 月曜～金曜日
中津サテライト	中津市殿町1383-1（中津商工会議所内）	Tel兼Fax (0979)22-1207	8時30分～17時30分 月曜～金曜日
日田サテライト	日田市三本松2-2-16（日田商工会議所内）	(0973)23-6898 (0973)23-6899	9時00分～18時00分 月曜～土曜日
佐伯サテライト	佐伯市内町1-7（仲町商店街2丁目）	(0972)23-8730 (0972)23-8732	8時30分～17時30分 月曜～金曜日

●問い合わせ先

雇用労働政策課 Tel : 097-506-3340

<http://www.pref.oita.jp/site/syougai/kokoroyutakajyourei.html>

4-2 合理的配慮

国では、障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう社会の実現を目指し、障がいのある人の雇用対策を総合的に推進しています。

すべての事業主の皆さま

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

Point1 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

<募集・採用時>

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

<採用後>

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること

など

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ◇合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること
例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害者でない労働者を昇進させること
- ◇合理的配慮に応じた措置をとること
（その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること）
例：研修内容を理解できるように、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること

(裏面へ)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280524第001

Point2 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

<募集・採用時>

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後>

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

など

事業主には、これらの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただきます。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、**障害者と事業主とよく話し合った上で決めていただく必要があります。**合理的配慮は個々の事情がある障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべきものです。

Point3 相談体制の整備・苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

自主的解決が図れない場合は、都道府県労働局長が当事者からの求めに応じ、必要な助言、指導または勧告を事業主又は障害者に対して行うとともに、必要と認めるときは第三者による調停を行わせます。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせください。詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。
URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

※厚生労働省ホームページより

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html

4-3

障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」

- 1) 障害者の権利に関する条約「第二十四条教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度 (inclusive education system) 等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けている。
- 2) 同条約「第二条定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>より

4-4

県では、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、誰もが心豊かに暮らすことができる大分県づくりに資するために「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しました。

平成28年3月30日制定 平成28年4月1日施行

※大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/syougai/kokoroyutakajyourei.html>